

調査書 医療法施行規則第9条の10に関する調査書

(下記調査事項については、別用紙に記入してください。)

- 1 調理業務を受託する場合にあっては、受託業務の責任者として、患者等給食の業務に関し、相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていることとなっているが、予定するその者の氏名及び講習終了等の状況
(資格証明書等の写しを添付してください。)
- 2 調理業務を受託する場合にあっては、受託業務の指導及び助言を行う者として、
 - イ 病院の管理者の経験を有する医師
 - ロ 病院の給食部門の責任者の経験を有する医師
 - ハ 臨床栄養に関する学識経験を有する医師
 - ニ 病院における患者等給食の業務に5年以上の経験を有する管理栄養士の何れかの者を有することとなっているが、予定する者の氏名及び資格等の状況
(履歴及び免許証等の写しを添付すること)
- 3 調理業務を受託する場合にあっては、栄養士(献立表の作成業務を受託する場合にあっては、治療食(治療又は健康の回復のための食事をいう。)に関する知識及び技能を有する栄養士とする。)が受託業務を行う場所に置かれていることとなっているが、予定する者の氏名及び資格等の状況
(免許証等の写しを添付すること)
- 4 従事者として、受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者を有することとなっているが、予定するその者の状況
- 5 調理業務を受託する場合にあっては、前号の従事者(調理業務に従事する者に限る。)が受託業務を行う場所に置かれていることとなっているが、予定するその者の状況
- 6 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していることとなっているが、予定するその内容
 - イ 適時適温の給食の実施方法
 - ロ 食器の処理方法
 - ハ 受託業務を行う施設内の清潔保持の方法

- 7 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していることとなっているが、予定するその内容
 - イ 人員の配置
 - ロ 適時適温の給食の実施方法及び患者がメニューを選択できる食事を提供することの可否
 - ハ 業務の管理体制

- 8 受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有することとなっているが、予定するその内容

- 9 従事者に対して、適切な健康管理を実施することとなっているが、予定するその内容

- 10 従事者に対して、適切な研修を実施することとなっているが、予定するその内容